

## 宮代町告示第 1 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 1 月 3 0 日から、久喜宮代衛生組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

宮代町長 新 井 康 之

### 久喜宮代衛生組合規約の一部を変更する規約

久喜宮代衛生組合規約（昭和 3 6 年指令地第 1 7 1 4 号）の一部を次のように変更する。  
第 3 条第 1 項中第 1 号を次のように改める。

（1）久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター及び八甫清掃センター（し尿処理施設を除く。）の管理運営に関する事務

第 3 条第 1 項第 2 号中「（粗大ごみに限る）」を「（粗大ごみに限る。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（3）資源回収物の処理に関する事務

附 則

この規約は、令和 8 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

# 久喜宮代衛生組合規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、久喜宮代衛生組合(以下「組合」という。)という。

(組織)

第 2 条 この組合は、久喜市、宮代町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、組合市町の次に掲げる事務を処理する。

- (1) 久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター及び八甫清掃センター  
(し尿処理施設を除く。)の管理運営に関する事務
- (2) 塵芥(粗大ごみに限る。)の収集運搬に関する事務
- (3) 資源回収物の処理に関する事務

(事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1 2 7 6 番地の 1 に置く。

## 第 2 章 議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第 5 条 組合議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は 1 4 人とし、その選出区分は次のとおりとする。

久喜市 9 人

宮代町 5 人

- 2 前項の組合の議員は、組合市町の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。

(任期及び失職)

第6条 組合の議員の任期は、組合市町議員の任期とする。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合の議員が組合市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠選挙)

第7条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

### 第3章 執行機関

(設置及び選任の方法)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合市町の長の協議によりこれを定める。

(任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長の職にある期間とする。

(職務種類)

第10条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けた時はその職務を代理する。

(職員)

第11条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者については組合の議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者については4年とする。

#### 第4章 経費及び補則

##### (経費)

第13条 組合の経費は、組合の事業(財産)より生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充て、なお不足すると認められるときは、組合の議会の議決を経て組合市町が負担する。

2 前項の組合市町の負担基準については、管理者が別に定める。

##### (地方自治法の準用)

第14条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中市に関する規定を準用する。

##### (事務の承継等)

第15条 組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については組合市町の協議により別途定める。

#### 附 則

この規約は、許可のあった日から適用する。

##### 附 則(昭和36年4月1日指令地第2745号)

この規約は、許可のあった日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

##### 附 則(昭和38年7月26日指令地第4305号)

この規約は、許可のあった日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。

附 則(昭和46年10月1日指令地第918号)

この規約は、許可のあった日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和49年12月14日指令地第1144号)

この規約は、許可のあった日から適用する。

附 則(昭和53年7月14日指令地第482号)

- 1 この規約は、許可のあった日から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に在職する議員及び収入役の任期は、変更後の規約第6条、第9条の規定を適用する。

附 則(平成4年7月7日指令地第530号)

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成19年2月9日指令市第1942号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年5月1日から施行する。  
(規約の左横書きの措置等)
- 2 変更後の久喜宮代衛生組合理約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字はアラビア数字に、号の番号はアラビア数字を丸括弧で囲んだものに、号の細分は片仮名による50音順に、促音として用いる「つ」の表記が大書きとなっているものは小書きに改める。

附 則(平成19年4月20日指令市第128号)

この規約は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月5日指令市第2258号)

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(令和5年10月31日指令市第239号)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日までに久喜宮代清掃センターに搬入されたし尿に関する事務については、なお従前の例による。

附 則(令和 年 月 日指令市第 号)

この規約は、令和8年11月30日から施行する。